主 文

- 一 原判決中、第一審債務者敗訴部分を取消す。
- 二 第一審債権者Aの申請を却下する。
- 三 第一審債権者らの本件控訴をいずれも棄却する。
- 四 申請費用は、第一、二審とも第一審債権者らの負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

(昭和五五年(ネ)第一二〇七号事件について)

- 第一審債権者ら

1 原判決を次のとおり変更する。

(一) 第一審債権者らが、第一審債務者の従業員たる地位を有することを仮に定める。

(二) 第一審債務者は、第一審債権者B、同C、同D、同E、同F、同Gに対し昭和五〇年三月以降、同Hに対し同年四月以降、それぞれ本案判決確定に至るまで毎月二八日限り、原判決添付別紙賃金一覧表中右各人名下記載の各金員を、同Iに対し金六万五五五五円、同Jに対し金五万一三六〇円、同Kに対し金五万七五七一円、同Lに対し金五万五六九八円を、並びに同Iに対し同年四月以降、同J、同K、同Lに対し同年五月以降、同表これら各人名下記載の各金員を、それぞれ、本案判決確定に至るまで毎月二八日限り、支払え(第一審債権者H、同I、同J、同K、同Lは申請を減縮した。)。

2 申請費用は、第一、二審とも第一審債務者の負担とする。

二 第一審債務者

主文第三項と同旨

(昭和五五年(ネ)第一〇〇三号事件について)

一 第一審債務者

主文第一、二項と同旨並びに申請費用は第一、二審とも第一審債権者Aの負担とする。

二 第一審債権者 A

控訴棄却。

第二 当事者の主張

当事者双方の主張は、原判決事実摘示と同一(ただし、原判決二〇枚目表三行目の「年令」を「年齢」に改める。)であるから、これをここに引用する。 第三 証拠(省略)

理 由

れば、第一審債務者は、Bに対し同年一月二七日、Cに対し同月二八日、同年二月一五日に満了する右両名との労働契約につき期間を同月一六日から同月二八日までとする新たな労働契約の締結を申し込み、その際、その後は更新しない旨の意思表示をしたところ、右両名ともこれを拒否したため、同月一五日、右両名に対し同日の満了をもつて労働契約が終了した旨の通告をし、併せて解雇予告手当を支払う旨を通知した事実が一応認められ、右認定に反する証拠はない。

二 第一審債権者らと第一審債務者が雇用期間を三か月とする労働契約を締結するに至つた経緯、その採用時の状況、第一審債務者における本工と臨時工との差異についての当裁判所の認定は、次のとおり改めるほかは、原判決理由二の1の(一)ないし(六)記載のとおり(原判決二六枚目裏一行目から三二枚目裏六行目まで)であるから、これをここに引用する。

そして、そのための雇用期間の三か月も短期雇用希望者の大方の要望に副うと同時に、雇用量の調整を図る必要上の適当な期間として定められたものとみるべきであり、したがつて、第一審債務者において生産商品の受注の見込み等から雇用を継続してさしつかえない場合に雇用者の希望があるときは、新規採用よりも臨時工との契約を更新して雇用を継続することが当事者双方にとつて好都合であることはいうまでもないのであつて、かかる意味においてある程度継続して雇用することが見込まれているともいえるのであるが、更新継続雇用することを当然の前提として短期の雇用契約が締結されているものでないことは、その趣旨からして明らかである。

ないものとする旨の当事者間の明示又は黙示の合意がなされたことについては何らの疏明がないから、本件労働契約が本件雇止め当時、期間の定めのないものに転化していたとの第一審債権者らの主張は理由がない(期間の定めのある労働契約が反復更新されることによつて、期間の定めのないものに転化したり、あるいは、その法律関係が何らかの意味で質的に変化するがごときものと解することは、法理上も解釈上も肯認しがたいところである。)。

五 しかして、本件労働契約は、第一審債務者において、特に更新をしない旨の意思表示をしない限り、前記三において説示した意味において、従前と同様の労働契約をある程度反復、継続して締結することが見込まれていた法律関係とみるべきであるから、第一審債権者らを本件労働契約の期間の満了によつて雇止めをする場合、その雇止めが権利の濫用又は信義則違反によつて無効となるときは、期間満了後においても従前の労働契約が更新されたと同様の法律関係が存続するものと解される。

もつとも、本件労働契約は、前記のとおりの方策、趣旨によるものであるから、 雇止めの効力を判断するに当たつては、終身雇用の期待のもとに期間の定めのない 労働契約を締結している本工を解雇する場合とはおのずから差異があるべきことは 当然であり、前記三に説示したような期間を三か月とする臨時工の採用、処遇の方 策の趣旨に鑑みると、これら臨時工の雇止めには、企業の維持、運営上の必要性を も勘案すべきであり、本件のような余剰人員整理のための雇止めについては、使用 者に相当広範囲の自由が認められるというべきである。

(二))を考え併せれば、雇止めにつき、本工に対する解雇基準よりもゆるやかな 運用のなされることが許容されるものというべきである。 七 雇止め等の効力について

1 本件における雇止めの必要性及び雇止めの対象者の選択等の合理性についての 当裁判所の判断は、次のとおり訂正するほかは、原判決理由四の1、2(原判決三 七枚目裏一〇行目から四五枚目裏九行目まで。)と同じであるから、これを引用す る。

3 ところで、弁論の全趣旨により真正に成立したと認められる甲第九二号証によれば、第一審債権者A(以下「A」という。)は、本件雇止めの当時、年齢三〇歳

で妻と子供二人を扶養していたが、他の第一審債権者らはいずれも独身者であつたことが一応認められ、一般に、妻子を扶養している者は独身者に比べて雇用関係が存しなくなることによつて受ける不利益の大きいことは容易に推認されるところあるが、本件雇止めに、企業の健全な維持、運営の必要上、一三〇名に及ぶ大量の人員整理のためになされたものであり、しかも、短期の有期契約者につき更新回数の少ない勤続二年以内の者を一律に雇止めの対象としたもの。その選定の基準自体は何ら合理性、相当性を欠くものとは認められないから、そのことにより、信に対する雇止めが社会観念上明白に相当性を欠くものということはできない。原判に対する雇止めが社会観念上明白に相当性を欠くものということはできない。原判は対する雇止のが社会観念とした点は、失職するとしてその雇止めを無効とした点は、失当である。

4 第一審債権者 D、同 E、同 G、同 F については、前記一記載のとおり、第一審債務者との間で、同記載の各契約期間満了日に昭和五〇年二月末日を終期とする新たな労働契約を締結し、その際、右期間満了後は更新しない旨を約したものであるから、同日の経過によつて右四名の労働契約関係は終了したものと一応認められる。同人らは、同日を終期とする労働契約の期間の定めは民法第九三条の規定により無効であると主張するが、無効と解すべき理由は何ら存しない。

5 第一審債権者H、同I、同J、同A、同K、同Lについては、前記一記載のとおり、第一審債務者において、同年二月初旬から中旬にかけて契約を更新しない旨の本件雇止めの意思表示をした(原審証人Mの証言によれば、右意思表示はいずれも右第一審債権者ら各人の期間満了の日の一か月前までに各人に到達していることが一応認められる。)のであるから、これによつて、契約期間満了により労働契約関係は終了したものと認められる。

6 第一審債権者B、同Cについては、前記一記載のとおり、第一審債務者において、同年二月一五日、いずれも同日に期間満了となる右両名との労働契約を終了させ、更新しない旨の本件雇止めの意思表示をした(なおその際、労働基準法第二〇条所定の解雇予告手当を支払う旨の通知してこれを提供した。)のであるから、同日、右両名との労働契約関係は終了したものと認められる。

八 以上のとおりであるから、第一審債権者らの本件仮処分申請はいずれも理由がなくこれを却下すべきところ、Aについて申請の一部を認容した原判決は失当であり、第一審債務者の本件控訴は理由があるから、原判決中、第一審債務者の敗訴部分を取消して、Aの申請を却下することとし、第一審債権者らの本件控訴はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、申請費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第八九条、第九三条の各規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 香川保一 菊池信男 吉崎直弥)